

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかわる契約の締結は、当該業務に係る令和4年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和4年2月15日

世田谷区

1 事業計画の概要

(1) 件名

上用賀公園拡張事業計画検討業務委託（その3）

(2) 業務内容

世田谷区では、平成28年度に財務省より旧国家公務員用賀住宅跡地の一部を取得しており、今後、公園計画の立案、整備を行い、令和9年度から令和10年度にかけて隣接する上用賀公園の拡張区域としての開設を目指している。

令和4年度は、令和2年3月に策定した「(仮称) 上用賀公園施設整備事業基本構想」を踏まえ、基本計画（案）の作成及び、官民連携手法の導入可能性調査を実施する。

(3) 履行期間

令和4年5月中旬から令和5年3月下旬まで（予定）

※当該年度の予算案が議決され、予算が配当されることを条件として契約を行う。

※事業手法がPFI等の官民連携手法に決定した場合は、令和4年度の履行状況が良好であることを条件に、区がPFI等事業者との契約を締結するまでの間のアドバイザー業務について、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する。なお、PFI等事業者との契約は、令和7年度になることを想定している。

(4) 計画地

上用賀公園拡張予定区域（約3.1ha）

※平成28年3月31日に開園した既開園区域（約1.0ha）は含まない。

(5) 所在地

世田谷区上用賀四丁目36番

2 参加資格

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単体企業又は特定委託共同企業体（以下「JV」という）とする。

(1) 単体企業として本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）

- ② 世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- ③ 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- ④ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- ⑤ 応募日時点において、世田谷区の競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務（取扱品目：地域・地区計画）」、または「都市計画・交通関係調査業務（取扱品目：公園・レクリエーション施設計画）」に登録があること。
- ⑥ 応募者またはその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成 24 年 12 月 10 日 条例第 55 号）第 2 条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) J Vとして本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、J Vを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

- ・代表構成員は、6. (1) ①から⑥を全て満たすこと。
- ・代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。
- ・全ての構成員は、6. (1) ①から④、⑥を満たすこと。

※単体企業として参加表明書を提出し資格を得た応募者が、一次提案書の提出までに代表構成員として J Vを組成し、別途定める共同企業体協定書を提出し、応募することは認める。

※ J Vとして参加表明書を提出し資格を得た応募者が、一次提案書の提出までに J Vの構成員を新たに追加し、別途定める共同企業体協定書を提出し応募することは認める。

(3) 参加における制限

- ① 応募者からの応募は 1 点のみとする。
- ② 応募者は、連名による応募はできない。
- ③ 応募者が単体企業である場合、他の応募者である J Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。
- ④ 応募者が J Vである場合、その代表構成員を含む構成員は他の応募者である J Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。
- ⑤ 応募者が業務を再委託する協力事務所等は、他の応募者の単体企業、及び J Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。

※応募者が業務を再委託する協力会社が、他の応募者の再委託先となることは妨げない。

※(2)の※で追加された構成員が、(3)③～⑤に違反する場合は、該当する構成員が所属する全ての J Vは失格となる。

※上記①～⑤の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

(4) 応募に必要な業務実績

<事業者として 応募に必要な業務実績について>

・6. (1) 単体企業について

単体企業若しくは協力会社（再委託先）において、以下の①～④の業務実績を全て有すること。なお、本業務の元請けとなる単体企業においては、以下の①～④の業務実績のうち2つ以上を有すること。

※実績を証明することのできる資料を参加表明書に添付すること。

・6. (2) J Vについて

代表構成員若しくは構成員において、以下の①～④の実績を全て有すること。なお、代表構成員となる企業においては、以下の①～④の実績のうち一つ以上を有すること。

※実績を証明することのできる資料を参加表明書に添付すること。

業務実績（国または地方公共団体が発注する以下の業務）

- ① 建築面積2000㎡以上のスポーツまたはレクリエーション施設の基本構想又は基本計画の作成業務について、元請けとしての受託実績を有すること。
- ② 地区公園等2ha以上の公園の基本構想又は基本計画の作成業務について、元請けとしての受託実績を有すること。
- ③ ワークショップ等を取り入れた、市民協働・住民参加による公共施設や公園の計画又は設計のいずれかに関する業務について、元請けとしての受託実績を有すること。
- ④ 民間資金活用による公共施設整備（計画、整備、管理・運営）の事業手法に関する調査検討、または事業者選定支援業務について、元請けとしての受託実績を有すること。

※元請けとしての受託実績とは、再委託先が元請けとして受託したものや、JV構成員としての受託したものを含むものとする。

<主任・または担当者として 必要とする業務実績>

・主任または担当者が、過去に国または地方公共団体が発注する上記①～④の類似業務に携わった実績を有すること。

※「類似業務」：上記①～④全てを含む同一業務、若しくは上記①～④何れかを個別業務として履行した実績を有すること。

※主任及び担当者を合わせて、①～④全てについて実績があることが望ましい。

(5) 保有スキル・資格等

本業務の担当者には、以下のスキルを持つ者を配置すること。裏付けとなる資格を保有する場合は、参加表明時に記載すること。

① 業務全体

ア 業務全体のプロジェクトマネジメントを適切に行うスキルを有すること。

イ 分かりやすい言葉・資料で自らの考えや情報を伝えることができ、かつ区担当者とのやり取りにおいて親身になって相談にのることができ、区担当者の意見を引き出し、取りまとめることができるファシリテーションスキルを有すること。

② 基本計画の策定

ア 住民意見を基本計画に取り入れるためのワークショップ等の企画力及びファシリテーション力を有すること。

イ 一級建築士を配置し、各種法令や規制並びに最新の体育施設建築・造園技術、その他条件等を踏まえ、当該計画地に最適な公共施設についての助言をし、計画を作成することができること。

ウ 標準仕様書、各種基準等に基づき、また類似事例を参考に、適切な事業費の試算ができること。

③ 民間活力導入可能性調査

ア 公共施設整備における従来手法及び官民連携手法に精通し、的確なVFMの算定並びに事業手法の評価ができること。

イ 事業に関するリスク分析・分担の検討を的確に実施できること。

ウ 法務・財務に精通し、官民連携手法を実施することとなった場合、実施実績がない世田谷区において、必要書類の作成や議会承認のタイミングも含めた適切なアドバイス及びスケジュールの設定ができること

3 手続き方法

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 期間 令和4年2月15日(火)から2月28日(月)まで

② 場所 スポーツ施設課

③ 方法 スポーツ施設課窓口で希望者に無償交付(土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

世田谷区のホームページからもダウンロード可

(2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

① 期限 令和4年2月28日(月)午後5時まで必着

② 場所 スポーツ施設課

③ 方法 メール、持参、郵送の何れか(詳細は説明書参照)

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

① 期限 令和4年4月8日(金)午後5時まで必着

② 場所 スポーツ施設課

③ 方法 メール、持参、郵送の何れか(詳細は説明書参照)

(4) 担当

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区スポーツ推進部スポーツ施設課 スポーツ施設担当

(世田谷区役所第一庁舎1階)

電話 03-5432-2744 FAX 03-5432-3080

E-mail : SEA01041@mb.city.setagaya.tokyo.jp

4 選定方法

委託先の候補者を選定するため、「世田谷区（仮称）上用賀公園施設整備事業に関するプロポーザル方式事業者選定委員会設置要綱」により選定委員会を設置し、審査する。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議し、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・第一候補者が辞退した場合は、次点の候補者と契約にむけた協議を行うこととなる。
- ・業務の全部または主要な部分を第三者に委託してはならない。本業務の一部を再委託する場合は、事前に区の書面による承諾を得ることとする。
- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有
⇒上用賀公園拡張事業計画 P F I 等アドバイザー業務委託
※ただし、1.（3）記載の条件による。

(3) プロポーザルの途中辞退について

プロポーザル招請通知、二次審査招請通知を受け取ったものが参加を辞退する場合は、辞退届により事務局まで提出すること。なお、辞退した場合でもこれを理由として、区が発注する業務等で不利益な扱いを受けることはない。

(4) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

(5) 予定配置者の変更について

業務の履行開始後、提案時に提出した予定配置者は原則として、変更できないものとする。病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合には同等以上の資格・スキルを持つ者を配置し、区の承諾を得なければならない。

(6) 提案者の失格について

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(7) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、区は選定以外の目的に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由を必要に応じて公表することができる。